

第28節 公益事業等施設災害対策計画

第1項 電力施設災害対策

第2項 ガス施設災害対策

第3項 通信施設災害対策

第1項 電力施設災害対策

《 基本方針 》

災害時において、電気施設等を災害から保護するため各種対策を行うとともに、速やかな応急復旧の作業により電力の供給確保に努める。

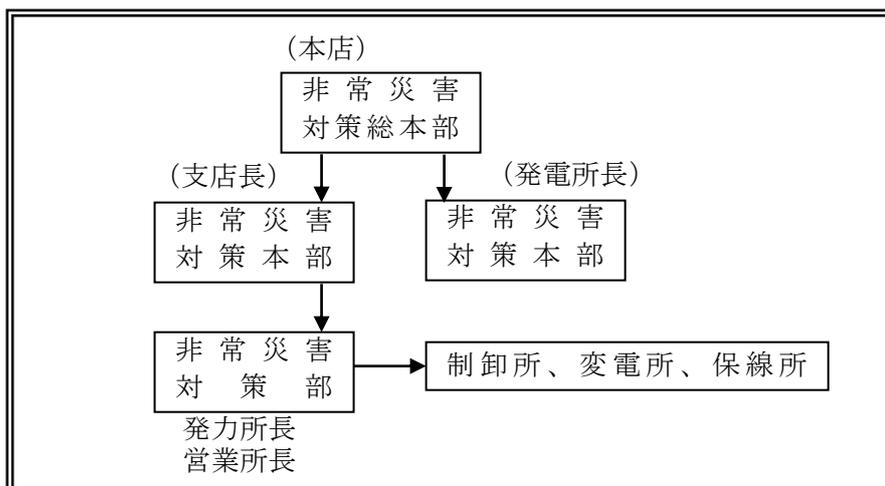
1. 電力施設災害対策（九州電力株式会社）

(1) 防災活動体制

平常時における電気事故の復旧については、日常業務組織における諸種の規制により運用を図っているが、広範囲、しかも甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対しては、特に情報連絡、防災体制及び復旧の迅速化、一元化を図るため防災活動体制について次のように定める。

1) 防災組織の構成

非常災害のおそれのあるときは、直ちに支店及び発電所に非常災害対策本部（以下「本部」という。）、電力所及び営業所に非常災害対策部（以下「対策部」という。）を設置する。



2) 指令伝達及び情報連絡

- ア. 本部及び対策部が設けられたときの非常災害に関する指令及び情報の連絡は、すべて本部及び対策部が行うものとする。
- イ. 本部には関係課長または、関係課長が指名したものが常時在室し、対策部及び各事業所長と緊密な連絡を保つものとする。

3) 対策部の実動体制

対策部は実情に即した実動について次の事項の細則を定め、災害対策についての活動の万全を期するものとする。

- ア. 気象状況の調査並びに伝達
- イ. 通信回線の構成
- ウ. 現業機関との連絡指示
- エ. 非常呼集並びに復旧要員の編成
- オ. 復旧資材、車両等の手配及び整備
- カ. その他非常対策準備手配

4) 社外に対する連絡

本部が設置された場合の社外との防災活動に対する協力及び連絡等の窓口は本部で行う。

(2) 災害に関する指令、情報の伝達方法

1) 社内の伝達ルート

- ア. 災害に関する指令等の伝達は本部設置とともに各対策部間に直通回線を構成する。
- イ. 保安主幹通信回線は、無線及び電力線搬送をもって回線網を構成しており、それぞれ迂回路を構成することも可能であり、災害時においても最も信頼できるものであるが、状況によっては、公衆電話、非常無線等を利用する等連絡の確保に努める。

2) 社外との通信施設利用の協力について

社外からの通信施設の利用の申出には、当社の利用に差し支えない限り協力する。また、当社通信施設が不通の場合は、必要に応じ日本電信電話㈱、警察電話等他の機関の通信施設の利用を依頼する。

(3) 応急対策要員の確保

災害の発生に備えて迅速な応急処置または復旧工事が出来るよう、次のように応急対策要員の確保につとめる。

1) 対策部内動員計画

- ア. 応急対策要員の人名、住所及び連絡方法を確保しておく。
- イ. 準備体制または非常体制が発令された場合は防災体制組織に応じ非常呼集を行い、応急対策要員の編成を行うとともに請負業者の応援体制を確立する。

2) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報、その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

4) 市外及び社外の応援計画

- ア. 本部及び対策部は支店及び各事業所の要員の実態を把握し、地区間の応援等について動員体制を確立する。
- イ. 災害が発生した場合はその地区の社員、請負業者等を充当して、復旧、その他の処置を講ずるが、必要に応じ他事業所管内の社員、請負業者を災害地に動員することとし、さらに必要がある場合は地方公共団体等の応援を要請する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

1) 災害備蓄用資材

- ア. 変圧器、遮断器等主要部品のうち使用箇所が限定されるものは、予備品として基準を定め、常に定量を機器使用場所ごとに備え付ける。
- イ. 共通予備変圧器は市内に設置する。
- ウ. 木材、電線、柱上変圧器等の主要貯蔵品は毎月翌月分の所要数を見込んで補充し、台風時期等には復旧所要量を特に考慮する。
- エ. 高圧碍子等の一般貯蔵品は復旧用を含めた使用実績を考慮した最低在庫量を定めて、これ以下にならないよう定量を購入して補充する。
- オ. これらの貯蔵品は福岡資材センターにて必要量を確保しさらに営業所、電力所に分散配布する。

2) 応急対策用資材及び車両の確保

- ア. 電力施設の復旧資材はまず災害地近傍に保管する貯蔵品を充当し、市内の各事業所で不足があれば、他地区に保管する貯蔵品、またはメーカーの在庫品を充当する。
- イ. 市内復旧用資材の運搬及び事業所間の流用等災害地への資材運搬は、当社の車両をフルに活用するが、状況に応じては請負または運送会社等の車両を利用して運搬の手段を確保する。
- ウ. 復旧作業等に際して必要が生じた場合は、復旧資材の確保、第三者の土地等の収用について、市災対本部へ要請する。

(5) 災害時における広報宣伝

災害時には停電、電気工作物の損壊等を伴う場合が多いので、復旧の状況、感電に対する注意、負荷抑制の協力依頼等について、次の計画により迅速適切な広報宣伝を行い民生の安定を図るとともに一般の協力を求める。

1) 復旧状況の広報

災害により停電を生じた需用家及び地域に対しては、営業所でサービスカー等を巡回させて復旧状況の広報を行い同時に新聞、ラジオ放送等により更に周知を図る。

2) 事故防止に関する広報

災害により電気工作物の被害を生じた地域に対しては、前項と同様サービスカー等の機動車を動員して復旧状況を広報するとともに、電線等による感電事故の防止、復旧現場への立入禁止等の周知徹底を図る。特に被害が広範囲に及ぶ場合はラジオ等により広報する。

3) 負荷抑制等需用家に対する協力依頼

災害のため需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷抑制を行う場合は、主として大口需用家等に負荷制限の理由を説明し、また電力の節減を要請する。

(6) 電力施設の復旧順位

1) 電力供給設備の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易とその効果等から総合的に判断して、当社本部において方針を決定し重点的に復旧工事を実施する。この場合、必要に応じ市災対本部と連絡を保つ。

2) 需用家への電力供給順位

電力供給に支障を生じた場合は、極力停電時間の短縮に努め、供給順位もできるだけ並行に復旧するが、被害が広範囲に及んだ場合、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい官公署、交通通信機関、水道、病院、さらに工場等緊急を要する負荷を優先的に復旧を進める。この

場合福岡支店及び営業所電力所の対策部は市と緊密な連絡をとるものとする。

(7) 応急対策計画のその他の事項

1) 食糧並びに宿泊施設

電力施設の復旧要員に対する食糧並びに宿泊施設は、九電において確保に努めるが、大災害、または被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は市の応援を求める。

2) その他

その他応急対策について「基本法第80条第2項」の規定により、指定地方行政機関または市に労務、施設、物資の確保について応援を求める場合は緊密な連絡を保つよう努める。

(8) 西地域各電力会社との相互応援

(中国電力、四国電力及び電源開発各株式会社)

1) 非常災害時の他電力との相互応援は、西地域防災要項にもとづき相互融通を実施する。

ア. 各社は、資材、役務の融通可能な資材を作成し、相互に交換し、協定を行う。

イ. 各社は、年度毎に融通資料を検討の上、協定の更新を行う。

2) 災害によって、資材、役務の融通を受ける必要が生じた会社は、必要事項を相手会社に連絡し、応援を要請する。

3) 要請を受けた会社は、直ちに要請会社に対して、融通に必要な事項について回答し、資材、役務を迅速確実に送達するよう責任をもって措置する。

4) 各社と他地域(中地域・東地域)の電力会社間の相互融通の取扱いについては、別途中央電力協議会において定めたもので実施する。

2. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

1) 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力を活用するとともに、仮鉄柱等により応急措置で対処する。

3) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

4) 配電設備

応急復旧工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

5) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第2項 ガス施設災害対策

《 基本方針 》

災害時において、ガス施設等を災害から保護するため各種対策を行うとともに、速やかな応急復旧の作業によりガスの供給確保に努める。

1. ガス施設災害対策

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧した上でガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

筑紫ガス株式会社は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、導管または製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となり筑紫ガス単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

このため、日本ガス協会では非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合における被災事業者、地方部会、日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制等を「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」によって定めている。

2. 情報の収集及び報告

本社は、気象予警報を所定の伝達経路により伝達する。なお、各事業所は通信途絶時に備え、陸上移動局及びトランジスタラジオ等を配備し、情報の収集に努める。

(1) 災害発生時の関係先との伝達方法

防災関係先への緊急連絡の迅速徹底を図る。

(2) 被害状況等の報告

各事業所は、所管施設及び管内需要施設の受けた被災状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を所定の経路により、本社へ報告する。

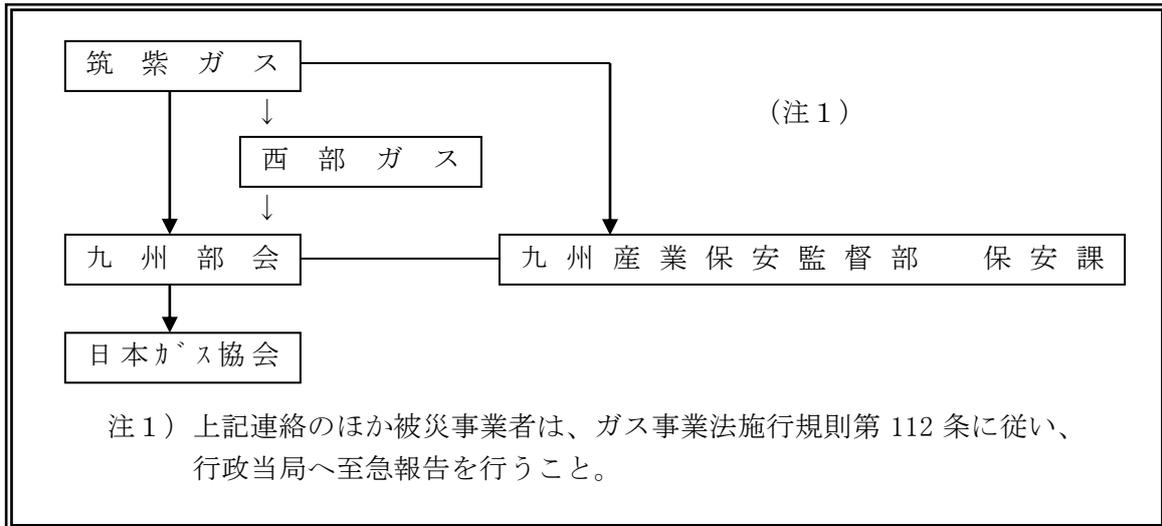
3. 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

4. 緊急連絡体制

非常事態が発生した場合は、その災害状況に関する情報が的確かつ統一的に連絡される必要がある。この情報連絡は、以後の的確な対応を図る基礎となるものであり、迅速に行われる必要がある。

(1) 連絡経路



(2) 連絡内容

- 1) 第一報（非常事態発生直後）
 - ア. 事業者名
 - イ. 連絡者名
 - ウ. 被災状況の概要及び現在までの措置内容
 - エ. その他必要事項
- 2) 第二報（全体の状況がある程度把握できた後、即刻）
 - ア. 被害状況
 - イ. 応急措置状況
 - ウ. 復旧の見通し
 - エ. 救援の要否
 - オ. その他必要事項

(3) 連絡責任者

- 1) 各事業者は、情報連絡責任者またはその代理者をあらかじめ定め、地方部会に連絡しておくものとする。
- 2) 日本ガス協会は、情報連絡責任者またはその代理者をあらかじめ定め、各地方部会に連絡しておくものとする。
- 3)

5. 救援体制

被災事業者が当該地方部会長に対し、救援要請を行った場合、地方部会長は救援体制に関し、日本ガス協会と協議を行い地方部会のみで対応する（以後「A体制」というー日本ガス協会からスタッフを派遣する場合を含む）か、地方部会及び協会本部で対応する（以後「B体制」という）かを決定する。

(1) 「A体制」による場合の取扱い

- 1) 当該地方部会長は、地方部会内に救援対策本部を設置するとともに、必要に応じて被災事業者災害対策本部内に部会現地救援対策本部を設置する。
- 2) 地方部会長は部会内事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。
- 3) 部会内救援対策本部は日本ガス協会に対し、適宜状況を報告する。

(2) 「B体制」による場合の取扱い

- 1) 日本ガス協会は、日本ガス協会内に救援対策本部を設置するとともに、必要に応じて被災事業者災害対策本部内に日本ガス協会現地救援対策本部を設置する。
地方部会長は、地方部会内に救援対策本部を設置する。
- 2) 日本ガス協会長は、他地方部会長に対し救援隊の派遣要請を行う。
- 3) その場合、他地方部会長は、部会内事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。

6. 救援活動

(1) 救援要請内容

救援隊の派遣要請にあたっては、以下の内容について依頼する。

- 1) 救援に必要な人員及びその作業内容
- 2) 救援に必要な資材、器工具、車両
- 3) 救援隊の出動日時、集結場所
- 4) その他必要事項

(2) 救援隊派遣

救援隊派遣にあたっては、各事業者は以下の準備をしておくこと。

- 1) 救援先において無線を使用する場合には、事前に自社の区域を管轄する電波管理局に対し、所要の手続き（電話連絡）をしておくこと。
- 2) 救援隊として派遣する要員に対して、出張命令等を文書により発行しておくこと。
- 3) 救援先において現場作業をする場合に、救援隊であることが明確となるよう車両への横幕、派遣要員への腕章等を持参すること。
- 4) その他必要に応じカメラ、夜間照明等の必要資材、器工具を持参すること。

(3) 救援活動

1) 救援活動の範囲

災害発生時から応急供給措置完了までとする。

2) 救援活動の内容

ア. 救援対策本部及び現地救援本部

- a. 応急復旧計画の樹立に関する協力
- b. 応急復旧人員及び機材、資材の動員に関する協力
- c. 災害情報の積極的収集及び広報活動に関する協力
- d. 災害状況の実態調査に関する協力
- e. 救援隊と被災事業者間の庶務的事項の調整
- f. その他必要な事項

イ. 救援隊

救急復旧活動への協力

3) 応急復旧活動の展開方法

原則として、被災事業者の復旧計画に則り、被災事業者の復旧隊と協力して、応急復旧活動を行う。

4) 情報連絡

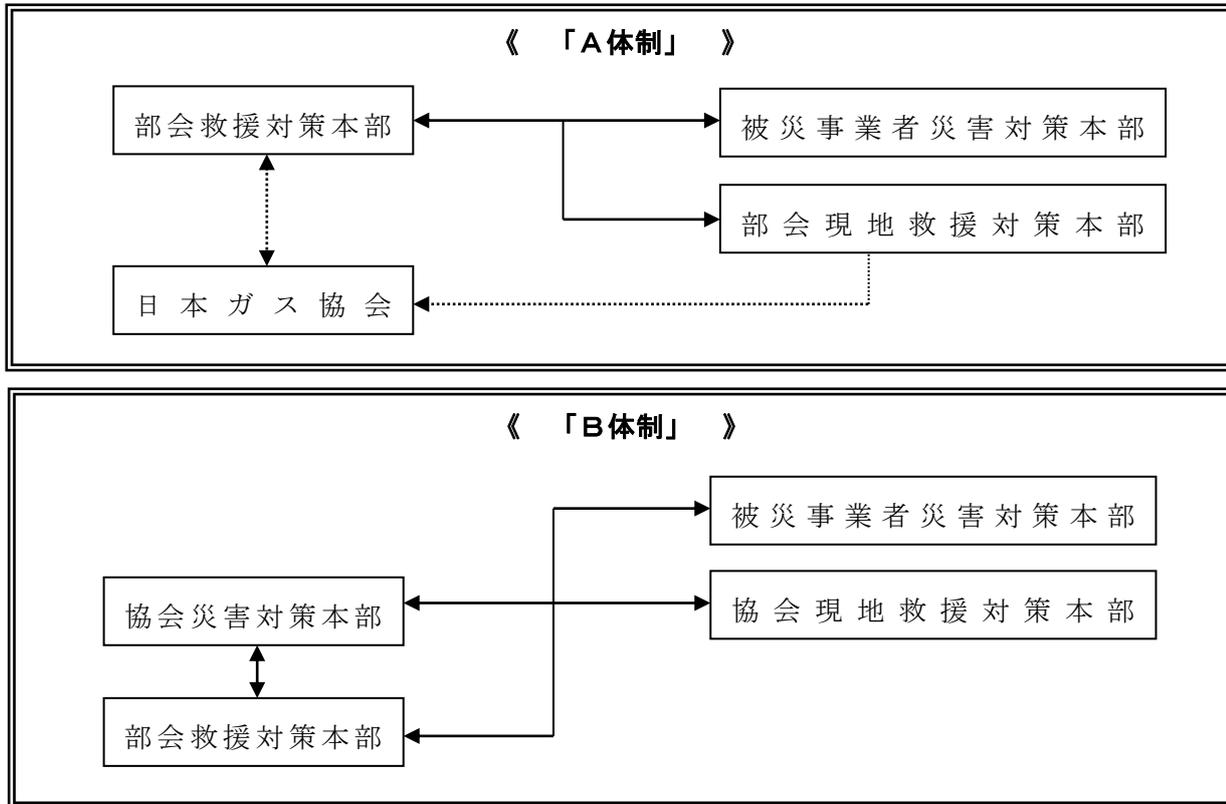
災害復旧状況及び救援隊の活動状況に関する日本ガス協会への情報連絡は、日本ガス協会現地救援本部が行う。

ただし、上記現地救援本部が設置されない場合は、地方部会救援対策本部が行う。

また、原子力保安院ガス安全課への上記情報連絡は、日本ガス協会（救援対策本部）が行い、九州産業保安官監督部保安課へは地方部会（救援対策本部）が行う。

7. 日本ガス協会の支援活動

日本ガス協会は、必要に応じて、被災事業者に技術スタッフを派遣し、復旧のための支援を行う。この場合、被災事業者以外の事業者に対し、スタッフの派遣要請を行うことがある。



8. 災害広報

災害時において、混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは需要者及び住民に対し、工作車等に装備したマイクにより災害に関する各種の情報を広報する。

9. 通信連絡

災害発生による有線回線の不通事態が生じた場合の措置は次のとおりである。

- (1) 主要事業所間の通信確保のために、事業所間に災害応急復旧用無線電話を設置している。
- (2) 事業所管内の諸状況を把握するために、工作車等に陸上移動局を配置して事業所と無線連絡体制をとる。
- (3) 停電時対策として非常電源装置を活用する。

10. 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じて防護、修理、取替等により保全業務を行っているが、非常の際には、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等地域、場所別に重点巡視、警戒を行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

以上のほか本社との情報連絡と被害状況により、本社司令に基づき行動する。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設として、重点的に監視する。

1 1. 危険防止対策

危険防止については、防護保全対策を立て、被害情報、現場状況及び本社司令に基づき、ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断を行う。災害による事故発生の場合は、都市ガスによる二次災害防止のため、付近住民の避難の要請を行う等、巡視員による活動を実施する。

1 2. 応急復旧対策

供給施設の災害復旧は、ガス供給上長時間または長日時停止できない場合には、災害現場の状況により供給可能な範囲で、供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくとめる等の応急復旧作業にあたる。

第3項 通信施設災害対策

《 基本方針 》

災害が発生し、また発生するおそれがある場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧し、通信の確保を図る。

1. 国内通信施設災害対策計画（NTT 西日本株式会社 福岡支社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

2. 通信の利用の制限

災害のため、通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行うとともに、福岡支店災害対策本部は、原則として、必要な情報を筑紫野市災対本部へ連絡する。

3. 重要通信の確保

災害が発生した場合は、電気通信設備の復旧、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の各号の措置を講ずる。

- (1) 予備電源、非常用発電装置等による通信用電源の確保
- (2) 災害応急復旧用無線電話機の運用
- (3) 可搬無線機等または衛星通信車載局による伝送路及び回線の作成
- (4) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- (5) 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (6) 大容量可搬形電話局装置等の運用

4. 通信の利用と広報

災害によって、地域全般にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- (1) 通信のトラヒックを監視し、利用制限を実施して疎通調整を図る。
- (2) 非常・緊急扱いの電話及び非常・緊急扱いの電報の疎通ルートを確保し、一般の通話に優先して取り扱う。
- (3) 臨時の営業窓口を開設する。

- (4) 被災の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
 (5) 一般利用者に対する広報活動を実施する。

5. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

《回線の復旧順位表》

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く。)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(注) 新聞社、放送事業者または通信社の定義は電話サービス契約約款による。